

令和6年度（2024年度）
千葉市食品衛生監視指導計画に
基づく監視指導結果

千葉市保健福祉局医療衛生部

1 はじめに

千葉市では、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し市民の健康保護を図るため、平成 16 年度から「千葉市食品衛生監視指導計画」を策定し、計画に基づく飲食店や食品製造施設、食鳥処理施設などの監視指導を行うほか、市内に流通する食品等^{※1}の試験検査を行っています。

食品の放射性物質検査については、平成 23 年度から市内を流通する食品に対する検査を実施しており、これらの結果は、市のホームページで公開しています。

このほか、飲食店、食品製造施設などの監視指導や従来から実施している病原微生物、残留農薬、食品添加物など食品等の試験検査についても継続的に取り組み、食の安全性の確保に努めました。

※1 食品・添加物・器具及び容器包装をいいます。

2 監視指導の結果

(1) 令和6年度の結果

飲食店などの食品営業許可を要する施設及び食品営業届出業種の施設の合計 15,666 施設に対して、延べ 10,124 件の監視指導を実施しました。その結果、食品衛生法違反による処分や、施設等の不備事項の指導を表 1 のとおり実施しました。

なお、業種別の詳細について、「旧食品衛生法に基づく食品営業許可を要する業種」は別添 1 を、「改正食品衛生法に基づく食品営業許可を要する業種」は別添 2 を、「食品営業届出業種」は別添 3 をそれぞれご覧ください。

表 1 監視指導結果総括表

	施設数	監視件数						始末書徴収等	指導票交付	口頭説諭
			告発	営業禁止	営業停止	改善命令	物品破棄命令			
総数	15,666	10,124	-	-	4	-	-	12	4	1,677
旧食品衛生法に基づく食品営業許可を要する業種	4,392	1,822	-	-	1	-	-	1	1	672
改正食品衛生法に基づく食品営業許可を要する業種	7,181	3,072	-	-	2	-	-	11	2	868
食品営業届出業種	4,093	5,230	-	-	1	-	-	-	1	137

(2) 重点的に監視指導を実施した施設

ア 食品の取扱量や健康被害が起こったときの影響の大きさなどを考慮し、監視指導計画に基づき、表 2 のとおり重点監視指導施設について、従事者の衛生管理、施設の衛生管理、食品の取扱状況、食品の表示などを点検し、重点的な監視指導を行いました。

表2 重点監視指導施設

対 象 施 設	実施件数
食品製造施設 (広域に流通する菓子、牛乳、乳製品、冷凍食品、食肉製品(ハム等)や弁当製造工場など)	95
大規模食品取扱施設 (日常的に広く市民が利用するスーパーマーケットやショッピングモール内で食肉、魚介類、そうざいなどを調理、販売する施設など)	198
地方卸売市場内施設 (魚介類、野菜類など生鮮食料品を卸売する施設)	8,309
大規模食鳥処理場 (養鶏場で育てられた鶏などを食肉に処理・加工する施設)	19
給食施設 (大量に同一メニューを調理する学校給食センター、病院など)	251
生食用食肉を提供する営業施設 (生食用の食肉を調理、加工し提供する飲食店、食肉販売店など)	118
ふぐ営業認証施設^{※2} (飲食店でふぐ料理を提供する施設など)	66

※2 ふぐ営業認証施設とは、千葉県の条例に基づき保健所長の営業認証を受けた施設のことをいい、この営業認証を受けなければ千葉県内でふぐの処理はできません。

- イ 多数の来場者が予測され、多数の食品取扱施設が出店する大規模イベント(幕張ビーチ花火フェスタ2024、千葉の親子三代夏祭り、千葉城さくら祭りなど)の食品取扱施設に立入を実施し、施設の基準の遵守及び食品取扱い状況の確認を行いました。
- ウ 大規模食鳥処理場(1施設)では、監視指導のほか、令和6年度は7,443,589羽の食鳥検査を実施し、疾病等により76,738羽を全部廃棄処分し、2,359羽を一部廃棄処分としました(表3)。

表3 大規模食鳥処理場における食鳥検査結果

検査羽数	全部廃棄処分	一部廃棄処分
7,443,589羽	76,738羽	2,359羽

3 食品等の試験検査結果(別添4)

市内に流通する食品及び消費者からの通報や相談に基づく食品435検体について、食中毒菌などの微生物、食品添加物、残留農薬、放射性物質などの検査を実施し、食品衛生法に違反する食品は確認されませんでした。

なお、放射性物質の検査結果は、市ホームページで随時公表しています。

【千葉市内の流通食品の放射性物質検査結果】

<https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/iryoeisei/seikatsueisei/24kennsakekka.html>

4 食中毒防止対策の実施

食中毒の発生を未然に防ぐため、表4のとおり対策を講じました。

表4 食中毒防止対策

対策の名称		主な内容
食品衛生 夏期対策 期間	食品、添加物等の夏期一斉取締り 7月1日～8月15日	○厚生労働省及び消費者庁が示す方針に基づき監視指導を重点的に実施
	食中毒予防強調月間 8月1日～8月31日	○食中毒予防キャンペーンの実施 ○大規模調理施設の監視指導など
	その他 6月1日～9月30日	○衛生教育の強化 ○食中毒予防について市政だより、ホームページを利用した広報を実施
食中毒注意報、警報の発令 1 食中毒注意報 6月1日～7月8日 2 食中毒警報 7月9日～9月30日		○市関係施設に対する注意喚起など（千葉県と連携）
食品、添加物等の年末一斉取締り 12月2日～12月27日		○厚生労働省及び消費者庁が示す方針に基づき監視指導を重点的に実施

(1) 食品衛生夏期対策期間

ア 夏期における食品等の一斉取締り（7月1日～8月15日）

食中毒等の飲食に起因する事故が発生しやすい夏期に、厚生労働省及び消費者庁が示す指針に基づき、夏期一斉取締り期間として、食品の衛生的な取扱いや適正表示等に関する監視指導及び食品等の収去検査を実施しました。

イ 食中毒予防強調月間（8月1日～8月31日）

厚生労働省からの通知に基づき、食品衛生管理の徹底とリスクコミュニケーションへの取り組みを充実させることを目的に、期間中、大規模食品取扱施設の監視指導の強化、市政だよりを用いた食中毒予防の普及啓発（8月1日号）、食中毒予防キャンペーン（8月1日）などを実施しました。

(2) 食中毒注意報及び食中毒警報

千葉県や市関係機関と連携して、夏期における食中毒の多発が予想される時期に、食中毒注意報を発令しました。食中毒注意報発令後も、特に気温の高い日が連続した場合には、さらに食中毒の危険性が高いとして食中毒警報を発令し、食品関係営業者及び市民に対して注意喚起を行いました。

食中毒注意報の発令期間（6月1日～7月8日）

食中毒警報の発令期間（7月9日～9月30日）

(3) 食品、添加物等の年末一斉取締り（12月2日～12月27日）

多品目の食品が短期間に流通する年末に、厚生労働省及び消費者庁が示す方針に基づき、年末一斉取り期間として、食品の衛生的な取扱いや適正表示等に関する監視指導及び食品等の収去検査を実施しました。

5 食中毒等健康危害発生時の対応

食中毒の疑いがある事案を探知した場合、保健所が迅速かつ的確に原因究明調査等を行います。調査を行った結果、食中毒の原因施設を特定した場合には、営業の停止等行政処分を行うとともに

に、処分期間に、施設の消毒や営業者等に対して衛生教育を実施するなど、再発防止に努めました。
 令和6年度は、表5のとおり4件（患者数63人）の食中毒が発生し、報道機関へ公表するとともに、市ホームページ上に掲載し、市民及び食品等事業者への注意喚起に努めました。

表5 食中毒発生状況（行政処分順）

	発生日	患者数	原因食品	病因物質	原因施設	措置等
		(死亡者)				
1	5月14日	33 (0)	令和6年5月13日または14日に当該給食施設で調理、提供された食事	ノロウイルスGⅡ	集団給食施設	営業停止 3日間
2	8月15日	3 (0)	令和6年8月12日に当該施設で調理、提供された食事	カンピロバクター・ジェジュニ	飲食店営業	営業停止 3日間
3	9月25日	8 (0)	令和6年9月23日に当該施設で調理、提供された食事	カンピロバクター・ジェジュニ	飲食店営業	営業停止 3日間
4	12月27日	19 (0)	令和6年12月26日に当該施設で調理、提供された食事	ノロウイルスGⅡ.17	飲食店営業	営業停止 3日間
合計4件		63 (0)				

6 市民、食品等事業者との情報及び意見の交換

講習会等を実施するほか、市ホームページに食品衛生情報を掲載し、市民等に対する情報提供に努めました。

(1) 講習会

食品等事業者や消費者等に対して講習会を集合形式で延べ65回、2,414人、e-Learning形式で延べ183人に対して実施し（表6、表7）、食品衛生に関する情報提供や知識の普及啓発を行いました。

食品等事業者に対しては、施設への立入検査時に指導を行い、HACCP（危害分析重要管理点）の概念の普及啓発、記録の作成や製品の自主検査の実施など、自主的衛生管理体制の確立の推進に努めました。

表6 講習会内訳（集合形式）

対象者	回数	受講者数
食品等事業者※	45回	1,434人
消費者	9回	162人
その他	11回	818人
合計	65回	2,414人

※集合形式で実施した食品衛生責任者実務講習会6回（受講者計75人）を含む

表7 講習会内訳（e-Learning形式）

	期間	受講者数
食品衛生責任者実務講習会	令和6年4月～令和7年3月	183人

(2) 意見交換等

令和7年1月6日から2月5日まで、令和7年度（2025年度）食品衛生監視指導計画（案）についてのパブリックコメント手続^{※3}を実施しました。

また、令和7年1月30日には、リスクコミュニケーション※4として市民及び食品等事業者を対象に「食の安全に関する講演会」及び「意見交換会」を開催しました。

※3 パブリックコメント手続とは、市の重要な政策の決定の過程において、当該施策の案を公表し、広く市民からの意見の提出を求め、その意見を考慮して意思決定を行うとともに、当該意見に対する考え方を公表する手段をいいます。

※4 リスクコミュニケーションとは、消費者、事業者、行政担当者等のリスクに関係する人々の間で情報や意見を交換することをいいます。ホームページを通じた情報発信などの一方的なものも広い意味でのリスクコミュニケーションに関する取組みに含まれています。

ア パブリックコメント手続きの結果、21件の意見が寄せられました（表8）。

表8 パブリックコメント手続で寄せられた意見件数

項目	意見数
計画の趣旨に関すること	1件
実施体制に関すること	4件
食品等取扱施設の監視指導に関すること	6件
食中毒防止対策に関すること	2件
市民、食品等事業者への情報提供及び意見の交換に関すること	6件
食品衛生に携わる人材の養成及び資質の向上に関すること	1件
計画以外に対する意見	1件
合計	21件

イ 食の安全に関する講演会

(ア) 演 題 「本当に安全な食品とは？～食品のリスクについて考える～」

(イ) 講 師 国立医薬品食品衛生研究所 客員研究員 畝山智香子氏

(ウ) 参加人数 30人

(3) 情報提供

市ホームページへの食品情報の掲載やリーフレット配布等により、情報提供に努めました。

ア ホームページ掲載

- ・食品の放射性物質検査結果
- ・監視指導計画実施結果（概要版、詳細版）
- ・違反者公表（食中毒事件、違反食品の回収命令、違反食品の廃棄命令）
- ・国、県からの通知に基づく注意喚起
- ・食品衛生夏期対策期間実施

イ 記者発表（資料提供）

- ・食中毒事件
- ・違反食品の回収等

ウ 違反者の告示

- ・食中毒事件
- ・違反食品の回収命令
- ・違反食品の廃棄命令

- エ 食中毒注意報・警報発令
 - ・食中毒注意報（6/1～7/8）
 - ・食中毒警報（7/9～9/30）
- オ リーフレット等配布
 - ・監視指導計画
 - ・食中毒予防の普及啓発
 - ・ノロウイルス食中毒予防
 - ・手洗い手順

7 食品等事業者に対する自主的な衛生管理の推進

日常の監視指導、衛生講習会等さまざまな機会を通じて、自主的な衛生管理の重要性、食品衛生責任者等の設置、その他法令の遵守についての普及啓発を行いました。

また、市が委嘱した市内食品営業者等からなる食品衛生推進員が食品等取扱施設の巡回指導を実施しました。（延べ活動人数88人、延べ巡回施設数 1,142 件）

8 食品衛生行政に携わる人材の養成及び資質の向上等に関する事項

(1) 調査研究

食品衛生に関する調査研究を行い、その成果を研修会や学会等の場で発表しました（表9）。また、監視指導等の結果、得られた知見や特異事例などの調査研究を行いました。

表9 発表演題（保健所食品安全課）

No.	演題名	発表先等
1	相談窓口の一元化から見てきた食品表示の課題について	全国食品衛生監視員協議会 第64回関東ブロック研修大会

(2) 職員に対する研修

食品衛生等に関する専門的知識や新たな検査技術の習得を図るために、内部研修を行なうとともに、各種学会、厚生労働省や千葉県主催の各種研修会や各種機器分析セミナーに積極的に参加しました。

ア 研修会

No.	研修会名	主催
1	令和6年度食品安全行政講習会	厚生労働省・ 関東信越厚生局
2	令和6年度食品衛生検査施設信頼性確保部門責任者等研修会	
3	広域食中毒調査に係るオンライン講義※	
4	機能性表示食品等に係る健康被害の情報提供義務化等に関する説明会※	
5	令和6年度全国食品衛生監視員研修会	
6	令和6年度自治体職員向け ISO/IEC17025 研修会※	
7	令和6年度食肉及び食鳥肉衛生技術研修並びに研究発表会	
8	令和6年度食中毒の疫学調査研修会	

9	令和6年度都道府県等食品表示担当者研修	消費者庁	
10	特別用途食品制度に関する説明会※		
11	令和6年度食品安全担当職員研修会※		
12	令和6年度食品表示に関する講座	農林水産省関東農政局	
13	令和6年度米穀流通・食品表示監視業務担当者研修		
14	令和6年度自治体職員向け HACCP 等研修会	公益社団法人 日本食品衛生協会	
15	令和6年度生活衛生業務等担当新任職員研修	千葉県	
16	令和6年度食品表示・食品媒介感染症調査に係る研修会※		
17	令和6年度食品衛生等業務担当者会議※		
18	令和6年度千葉県食品衛生等関係職員研修発表会		
19	令和6年度健康危機対策基礎研修会※		
20	令和6年度千葉県食肉衛生技術研修会		
21	令和6年度食品衛生等関係職員研修会		
22	令和6年度全国市場衛生検査所協議会関東ブロック研修会		全国市場食品衛生検査所 協議会関東ブロック協議会
23	全国食品衛生監視員協議会第64回関東ブロック研修大会		全国食品衛生監視員 協議会関東ブロック
24	千葉市食品衛生研究協議会発表会		千葉市
25	食品衛生検査及び家庭用品に係るGLP講習会※		

※Web または書面による開催

イ 学会等

- (ア) 全国市場食品衛生検査所協議会
- (イ) 全国市場食品衛生検査所協議会関東ブロック協議会
- (ウ) 地方衛生研究所全国協議会関東甲信静支部理化学研究部会
- (エ) 千葉県公衆衛生学会
- (オ) 日本食品衛生学会
- (カ) 全国衛生化学技術協議会
- (キ) 地方衛生研究所全国協議会関東甲信静支部細菌研究部会

9 監視指導等の実施体制

(1) 市役所庁内関係部局との連携

平成8年度から、食に関係する市役所庁内各部局が食の安全確保に関する施策を総合的、効果的に推進することを目的とした「食の安全連絡協議会」を市役所庁内に設置しており、その議事を補佐する「食の安全連絡協議会推進部会」を毎年1回開催しています。

令和6年度は、食の安全連絡協議会推進部会を7月に開催し、各部局が令和5年度の実績及び令和6年度の事業計画を報告し、各事業の相互認識と共有化を図りました。

(2) 消費者庁及び他の関係機関との連携

食品衛生法に基づく表示の基準について、食品等の表示の適正を確保する観点から毎年消費者庁の方針に従い、夏期、年末の一斉取締り期間に適正表示等に関する監視指導及び、食品等の収去検査を実施しています。

不適正な食品表示に関する対応を迅速かつ円滑に実施することを目的とし、千葉県内の表示に係る関係機関からなる千葉県食品表示監視協議会が平成 20 年に設置されました。

令和 6 年度の千葉県食品表示監視協議会は、7 月及び 11 月の 2 回開催され、食品表示に関する情報提供及び食品表示や監視業務に関する情報共有を行い、関係機関との連携強化を図りました。